

山口市分別収集計画

【平成23年度～平成27年度】

山 口 市

山口市分別収集計画

平成22年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります、そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本市においては、1人1日当たりのごみ排出量が全国平均に比べて多い状況にあることから、平成19年に平成30年を目標年次とした山口市一般廃棄物処理基本計画を策定し、可燃ごみの量を2割以上削減、埋め立てるごみの量を5分の1以下にするなどの目標を掲げたところです。平成20年4月からリサイクル可能な古紙類の清掃工場への搬入制限、6月には不燃物中間処理センターで破砕・選別を開始し、事業系不燃ごみの搬入制限を行うなど、ごみ排出量の抑制と分別の徹底など資源化を進めているところです。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物の発生量や収集量の見込みとともに、分別収集の具体的推進策を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の分別・リサイクルを進め、限りある資源を有効活用し環境負荷の小さい循環型都市を構築することを目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとします。

- (1) 市民、事業者及び行政が、主体的かつ協働した取り組みを進めることにより、容器包装廃棄物の削減と分別・リサイクルに取り組みます。
- (2) 発生抑制、循環的利用、適正処分という優先順位に基づいた取り組みを進め、持続的発展が可能な循環型社会を目指します。
- (3) 収集、運搬及び選別処理等に当たっては、経済性や環境への負荷低減等を総合的に精査・検討し、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間（平成23年度～平成27年度）とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

容器包装廃棄物の分別収集の区分については、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製容器、ダンボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の10品目とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
容器包装廃棄物	13,526	13,441	13,358	13,278	13,198

○ 各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
缶	スチール缶	537	533	530	527	524
	アルミ缶	537	533	530	527	524
	小計	1074	1,066	1,060	1,054	1,048
びん	無色びん	1,610	1,600	1,590	1,581	1,571
	茶色びん	1,342	1,334	1,325	1,317	1,309
	その他のびん	483	480	477	474	471
	小計	3,435	3,414	3,392	3,372	3,351
紙製容器包装	飲料用紙パック	322	320	318	316	314
	ダンボール	1,610	1,600	1,590	1,581	1,571
	その他紙製容器包装	2,147	2,134	2,121	2,108	2,095
	小計	4,079	4,054	4,029	4,005	3,980
プラスチック製容器包装	ペットボトル	644	640	636	632	629
	その他プラスチック製容器包装	4,294	4,267	4,241	4,215	4,190
	小計	4,938	4,907	4,877	4,847	4,819
計		13,526	13,441	13,358	13,278	13,198

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

○情報提供の充実

- ・ごみ減量・資源化に関する市民の自主的な取り組みを促すため、情報提供の充実を図ります。そのため、ごみの分別ルールだけでなく、市全体のごみ処理に関する情報などについても、広報紙やホームページのほかあらゆる媒体を活用して積極的に情報提供を行います。
- ・「ごみ情報ダイヤル」を活用し、ごみの分別ルール等の市民からの疑問にすばやく対応します。

○啓発活動の推進

- ・市民のごみ減量とリサイクルに対する関心を高め、具体的な行動への誘導を図るための働きかけとして、市民が参加して楽しく学べる啓発イベント（やまぐちエコパークまつりなど）の定期的な開催や、市の職員が地域や事業所などに出向いて分別説明会等を実施します。

○環境教育・環境学習の充実

- ・市民が、様々な視点から、ごみ減量や資源化などの環境に対する理解を深める機会を提供するため、リサイクルプラザでの環境学習等の充実やごみ処理施設の見学機会の拡大等を行います。そのため、リサイクル推進をはじめとした環境分野への取り組みを行う「やまぐちエコ倶楽部」等の団体に対する支援と連携の充実を図ります。
- ・将来を担う子どもたちの環境意識を高めるため、小学校4年生を対象に実施している環境教育の充実を図ります。

○市民の自主的取組の促進・支援

- ・市民による自主的な取り組みを促進するため、マイバッグ利用などの家庭における取り組みに関する情報提供や啓発の充実を図ります。
- ・市民個々の取り組みのほか、地域コミュニティ団体や環境分野に取り組む団体の活動は、市民相互の連携により大きな力を発揮することから、資源物の集団回収に対して奨励金の交付を行うつくし推進事業の継続などにより、これら団体の意識啓発を行います。

○事業者の自主的取組の促進・支援

- ・事業者による自主的な取り組みを促進するため、ごみ減量等に関する取り組み事例や民間資源化ルートなどを掲載した事業系ごみに関するパンフレット・チラシの作成・配布等により、情報提供と指導の充実を図ります。
- ・小売店が実施する店頭での資源物回収のほか、簡易包装やレジ袋の有料化などの取り組みについて啓発を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の収集に係る区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器 	無色透明のびん 茶色のびん その他の色びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
スチール缶	252		254		255		258		260	
アルミ缶	283		284		285		288		289	
無色透明の びん	817		825		833		840		848	
	(容リ協)	(独自)								
		817		825		833		840		848
茶色のびん	920		929		938		946		955	
	(容リ協)	(独自)								
		920		929		938		946		955
その他の色 びん	270		273		275		278		281	
	(容リ協)	(独自)								
		270		273		275		278		281
飲料用紙パック	40		40		40		40		40	
ダンボール	1,276		1,280		1,285		1,290		1,294	
紙製容器包装	318		321		325		328		331	
	(容リ協)	(独自)								
		318		321		325		328		331
ペットボトル	391		395		398		402		406	
	(容リ協)	(独自)								
		350	41	350	45	398		402		406
プラスチック 製容器包装	1,389		1,403		1,417		1,431		1,445	
	(容リ協)	(独自)								
		1,347	42	1,361	42	1,374	43	1,388	43	1,402
(うち白色トレイ)										
	(容リ協)	(独自)								
合計	5,955		6,004		6,052		6,100		6,151	

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（以下「特定分別基準適合物等」という。）の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、実績をもとに次のとおり算定した。

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準適} \\ \text{合物等の量の見} \\ \text{込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{1人1日当} \\ \text{たり} \\ \text{排出量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{家庭系ごみに} \\ \text{占める資源物} \\ \text{の割合} \end{array} \right) \times \text{人口}$$

※1人1日当たり排出量＝（家庭から排出される可燃、不燃、資源物＋集団回収量）÷人口

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、缶、びん（茶色）、紙パック、ダンボールについては、市民団体や子ども会による集団収集が定着していることから、引き続きこれらの団体が集団回収を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール缶 アルミ缶	缶	直営又は委託	直営
		集団回収	民間事業者
無色びん	無色透明のびん	直営又は委託	直営
茶色びん	茶色のびん	直営又は委託	直営
		集団回収	民間事業者
その他のびん	その他の色びん	直営又は委託	直営
飲料用紙パック	紙パック	直営又は委託	直営
		集団回収	民間事業者
ダンボール	ダンボール	直営又は委託	直営
		集団回収	民間事業者
その他紙製容器包装	紙製容器包装	直営又は委託	直営
ペットボトル	ペットボトル	直営又は委託	直営
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	直営又は委託	直営

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、整備している施設により、分別収集及び中間処理を行います。

なお、段ボールは民間業者の施設に搬入し、直接資源化します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶 アルミ缶	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 阿東クリーンセンター
無色びん	無色透明のびん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 小郡ストックヤード 阿東クリーンセンター
茶色びん	茶色のびん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 小郡ストックヤード 阿東クリーンセンター
その他のびん	その他の色びん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
紙パック	紙パック	紙ひもで結束、プ ラスチックコン テナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
ダンボール	ダンボール	紙ひもで結束	パッカー車 平ボディー車	民間業者
その他紙製容器 包装	紙製容器包装	紙ひもで結束	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター 小郡ストックヤード
その他 プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	透明又は半透明 で中身の見える 袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿知須清掃センター

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

○資源集団回収の促進・支援

自治会や子ども会等が行う集団回収を促進するため、奨励金の交付（つくし推進事業）などによるこれら団体の育成支援を継続して行います。

○資源物ステーション（資源物拠点回収施設）の増設

市民がごみ分別・リサイクルをしやすい仕組みづくりとして、資源物を市民が各自の都合に合わせて直接持ち込むことができる資源物拠点回収施設の整備を進めます。

○本市では容器包装廃棄物のほかに、新聞、雑がみを資源物として分別収集します。